

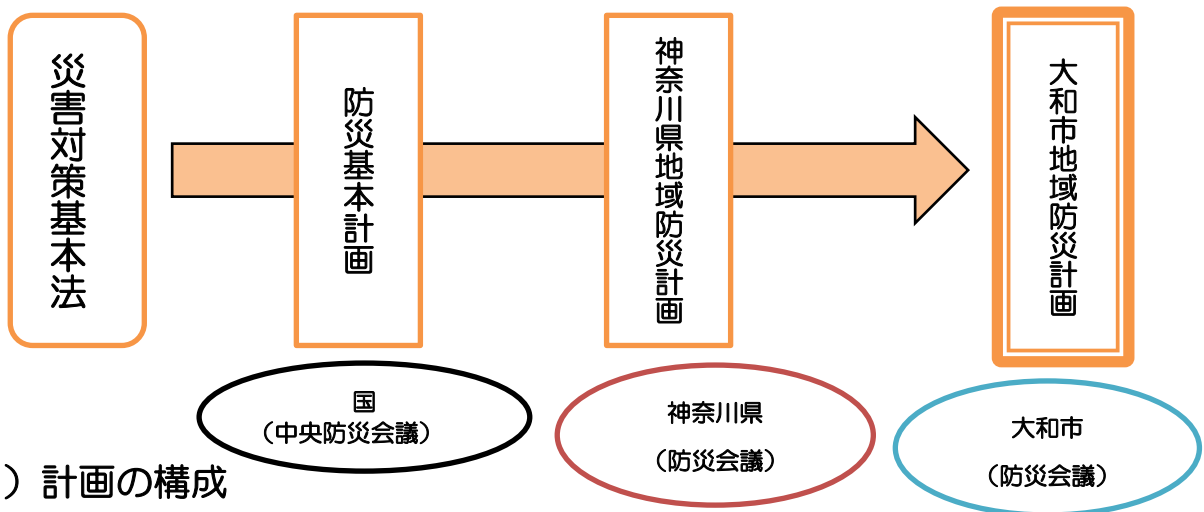
平成 28 年度  
大和市地域防災計画  
(修正素案)  
-概要版-

# 1. 大和市地域防災計画とは

## (1) 計画の目的

大和市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、市長を会長とし、市内外の防災関係機関の代表者などにより構成される「大和市防災会議」が策定する災害対策全般にわたる計画で、地震や風水害等の災害対策に関し、市及び関係機関が対応すべき事務又は業務についての総合的な指針を定めています。

市は、本計画を基に、災害に強いまちづくりを推進するとともに、万一の災害時には効果的な応急対策を行うことで、市域と市民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ります。また、本計画は、国の「防災基本計画」および県の「地域防災計画」と相互に関連性を有し、連携した地域計画となっています。



## (2) 計画の構成

本計画は、次の各編により構成されています。

編	概要
総則	計画の策定方針、計画の構成、市民・事業所の役割、地震や風水害等被害の想定及び被害履歴等について定めています。
地震災害対策計画	震災に対する事前の備え、震災が発生した場合の対応、復旧・復興に必要な制度や措置について定めています。
風水害対策計画	風水害に対する事前の備え、風水害が発生した場合の対応、復旧・復興に必要な制度や措置について定めています。
特殊災害対策計画	放射性物質災害・雪害対策・火山災害対策などに関する予防計画・応急対策計画を定めています。
地区防災計画	地区防災計画が市防災会議で必要と認められたときに、記載することになります。
資料	各編に関する資料等をまとめています。

## 2. 計画修正の背景と基本的な考え方

大和市地域防災計画については、災対法に基づく計画であり、法改正等に合わせ、国や県の防災計画等と整合を図り、随時修正を行ってきました。

本市は、これまで「東京湾北部地震」を想定地震とし、本市の地域特性に応じた独自の防災対策を積極的に進めてきましたが、平成27年5月に神奈川県は新たな地震被害想定調査報告を公表し、今までの想定地震を見直すとともに、新たな地震を追加しました。

この中で、切迫性が高く本市において大きな被害が予想される地震は「都心南部直下地震」です。

また、平成28年4月に、神奈川県は、水防計画の見直しを行いました。この見直しにより、避難勧告等の発令及び避難準備情報の発表の目安とされる水位を変更しました。

さらに、平成28年6月に、神奈川県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、本市域において41区域を土砂災害警戒区域に指定しました。

本市の地域防災計画の見直しにあたっては、法改正や県計画の見直し等を反映するほか、本市独自の対策事項を追加、修正することで、本市の対応について明らかにしてまいります。

### 3. 主な修正内容

今回の計画修正は、(1) 想定地震の修正、(2) 避難勧告等発令基準の修正、(3) 土砂災害警戒区域の指定、(4) 本市独自の取り組みの追加等の4つに分類されます。

#### (1) 想定地震の修正 (※新旧対照表：(総則) P5～P12)

##### 【概要】

- 平成27年5月発表の「神奈川県地震被害想定調査」により、本市に影響を及ぼす地震が、新たに示されました。地震被害想定と、切迫性を考慮し「都心南部直下地震」を、本市の想定地震と位置付け、災害時応急活動事前対策の充実を中心に進めます。
- 防災対策を検討するうえで、過去の自然災害を分析する必要がある旨を記載し、今後の防災対策の指針とし位置付けします。本市では、人口の増加、住宅の密集化が顕著であり、また、交通手段の多様化、情報化社会が進展している状況にあります。こうしたことは、防災上の新たな課題となっているため、地域性や社会性を踏まえた対策を講じます。



##### 【市の対策の一例】

○備蓄食料を増加し整備する。

- 想定地震の変更に伴い、想定される避難者数が増加。このことにより、備蓄食料を平成32年度までに整備します。

【従来】 避難者数 10,860人(東京湾北部)×1.2(滞留者等)×3日(9食) = 117,288食目標

【今後】 避難者数 15,400人(都心南部直下)×1.2(滞留者等)×3日(9食) = 166,320食目標

※平成28～32年度の5箇年で想定地震変更による増加分を整備する予定

#### ～神奈川県地震被害想定調査と本市の防火対策について～

神奈川県地震被害想定調査では、都心南部直下地震における出火件数(5ページ地震被害想定一覧参照)は、初期消火の成功による鎮火件数を減じた件数のため10件未満となっています。

しかしながら、本市は人口密度が県内第2位であり、木造住宅が密集した地域も多くあることから、県の想定を超えた火災被害が発生する可能性があります。

このことから、本市は初期消火能力の高い「スタンドパイプ消火資機材」の配備を進めるなど、地震に伴う火災被害を軽減する防火対策を重点施策と位置づけて推進しています。

# 【地震被害想定一覧】

(出典：神奈川県地震被害想定調査報告書 平成 27 年 3 月)

項目		想定地震		旧	新					
		東京湾北 部地震	都心南部 直下地震	三浦半島 断層群の 地震	神奈川 県西部 地震	東海 地震	南海ト ラフ巨 大地震	大正型 関東地震		
マグニチュード			7.3	7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2	
被害 想定 結果	建物	全壊棟数 (棟)	270	920	190	0	*	*	9,060	
	被害	半壊棟数 (棟)	2,800	5,280	1800	0	10	30	12,270	
	火災	(※) 出火件数 (箇所)	2.35	*	*	0	0	0	30	
	被害	焼失棟数 (棟)	80	390	0	0	0	0	3,060	
	死傷 者数	死者数 (人)	0	50	10	0	0	*	420	
		重症者数 (人)	10	60	20	*	*	*	270	
		中等症者数 (人)	190	530	210	*	10	20	2,000	
		軽傷者数 (人)		770	300	0	10	30	2,460	
	避難 者数	1 日目～3 日目 (人)	10,860	15,400	4,520	0	40	110	84,980	
		4 日目～1 週間後 (人)	—	15,400	4,520	0	40	110	79,740	
		1 か月後 (人)	6,800	15,400	4,520	0	40	110	68,910	
	要配 慮者	避難者	高齢者数 (人)	540	1,130	330	0	*	*	6,220
			要介護者数(人)	100	380	110	0	*	*	2,080
		断水人口	高齢者数 (人)	—	0	0	0	0	0	5,470
			要介護者数(人)	—	0	0	0	0	0	1,830
		家屋被害	高齢者数 (人)	—	1,840	580	0	*	20	6,720
			要介護者数(人)	—	620	200	0	*	*	2,250
	帰宅	直後 (人)	13,610	9,750	9,750	9,750	9,750	9,750	9,750	
	困難 者数	1 日後 (人)	—	0	0	0	0	0	9,750	
		2 日後 (人)	0	0	0	0	0	0	9,750	
	自力脱出困難者 (要救助者) (人)		50	60	*	0	0	0	1,340	
	ライフ ライン	上水道	断水人口 (人)	990	9,450	3,750	0	*	*	82,830
		下水道	機能支障人口 (人)	1,910	8,030	5,520	810	1,670	2,090	18,170
都市ガス		供給停止件数 (戸)	0	0	0	0	0	0	68,690	
LPガス		供給支障数(軒)	190	350	0	0	0	0	450	
電力		停電件数 (軒)	3,670	113,450	540	0	20	20	113,450	
通信		不通回線(回線)	3,190	86,450	460	0	20	20	87,230	
エレベーター停止台数 (台)		450	270	30	*	*	*	280		
震災廃棄物 (万トン)		23	36	9	0	*	*	218		

※：「出火件数」とは、火気器具・電熱器具・電気器具・配線・化学薬品・ガス漏れ・危険物取扱い施設からの出火などの出火要因を想定し、消火器などの初期消火による鎮火分を減じた件数です。

\*：わずか（計算上 0.5 以上 10 未満）

—：想定項目となっていないため数値が存在しないもの

## (2) 避難勧告等発令基準の修正

(※新旧対照表：(地震) P23、37、39～43 (風水害) P78、98、101～109)



### 【概要】

- 神奈川県水防計画の修正に伴い、避難勧告等発令基準について修正しました。災対法の改正により、屋内退避による避難行動が位置づけられ、避難に要する時間が変わったことにより、神奈川県は、避難判断水位等を見直しました。本市では、境橋、八幡橋、大山橋の3か所の基準水位の変更に伴い、避難勧告等の発令基準を見直しました。

### 【市の対策の一例】

#### ○浸水想定区域ごとの要配慮者利用施設の把握

- 平時から、水防法第15条に基づき、浸水想定区域ごとの要配慮者利用施設の名称及び所在地を把握します。

#### ○情報の伝達体制の確立

- 要配慮者利用施設の所有者及び管理者に対し、いち早く避難が行えるよう情報を伝達する体制を構築しています。
- 市は、毎年5月に風水害協議会を開催し、所管、対象施設及び連絡先を共有し、連絡体制を確立しています。

#### ○事前対策

- 市は、施設管理者に対し、確実な避難ができるように避難誘導計画を定め、訓練を指導するなど、災害時の体制整備を支援します。

#### ○屋内退避による安全確保

- 新たに水害時の避難行動のひとつとして、屋内退避による安全確保を追加しました。避難所へ移動する時間がない、もしくは、外に出ることが危険である場合は、建物の2階などの高い場所へ移動することも有効です。特に要配慮者利用施設など、移動困難な方が多く利用する施設に対しては、垂直避難の周知を徹底します。

## 【避難情報の新たな名称と伝え方】

### (1) 国の考え方

平成28年台風10号による水害を受け、平成28年12月26日に「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」と名称を変更すると発表しました。

この趣旨は、本水害で、高齢者施設において、適切な避難行動がとられなかったことを受け、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするために変更するものです。

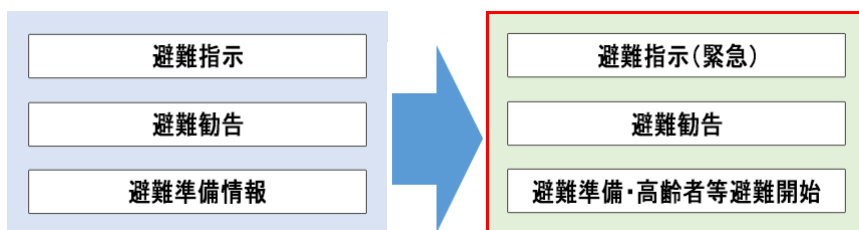
### (2) 新たな名称について

新たな名称は、次の3点を考慮した名称となりました。

- ①できるだけ短く
- ②「避難準備」という言葉を残しつつ
- ③情報が持つ意味を名称に付記

(変更前)

(変更後)



### (3) 本市の取組

#### ○計画への反映

- ・国の方針を受け、住民にわかりやすい名称で伝えるために、計画に位置づけを行います。

#### ○防災マップの更新・配布

- ・「防災マップ」を更新し、新たな名称を周知します。

#### ○ホームページ等で周知

- ・市のホームページにおいて、新たな名称を周知します。

#### ○発令時の情報を分かりやすく伝達

- ・避難情報を発する場合、それぞれの情報が持つ意味を明確にして伝えてまいります。

※やまとPSメールを活用した情報伝達の一例

(従前) ○○地区に「避難準備情報」を発令します。

(今後) ○○地区に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令します。お年寄りや、体の不自由な方、小さいお子様がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。

## 【具体的な避難勧告等の発令基準の考え方】

### (1) 災対法の改正概要

○平成25年6月の災対法の改正により、屋内退避等の安全確保措置が新たに位置づけられたことにより、避難に要する時間の短縮が予想されるため、はん濫危険水位を避難勧告等の発令判断目安とするよう、位置づけを変更しました。

《基準水位と各観測点の水位到達情報について》

基準水位	変更前	変更後	発表情報
はん濫危険水位	避難完了	避難勧告発令目安	氾濫危険情報
避難判断水位	避難勧告発令目安	避難準備・高齢者等避難開始情報発令目安	氾濫警戒情報
はん濫注意水位	避難準備・高齢者等避難開始情報発令目安	水防団出動目安	

### (2) 神奈川県水防計画の修正概要

○神奈川県が発表する水位情報の修正

《本市域における発表基準と水位観測点》

基準水位	境橋（境川）		八幡橋（引地川）		大山橋（引地川）	
	旧基準	新基準	旧基準	新基準	旧基準	新基準
はん濫危険	5.10（完了）	4.10（勧告）	2.58（完了）	2.05（勧告）	2.88（完了）	2.25（勧告）
避難判断	4.10（勧告）	3.60（準備）	1.78（勧告）	1.65（準備）	2.28（勧告）	2.00（準備）
はん濫注意	3.00（準備）	3.00	1.65（準備）	1.65	2.04（準備）	2.00
水防団待機	2.20	2.20	1.15	1.15	1.70	1.70

※単位：m

### (3) 本市の避難勧告等発令基準に関する考え方

○神奈川県水防計画の修正にあわせ、本市における避難勧告等の発令基準に関する考え方を位置付けします。

《水位情報と本市の主な対応》

	境橋 （境川）	八幡橋 （引地川）	大山橋 （引地川）	本市の主な対応
はん濫危険水位	4.10 （4.10）	2.05 （1.78）	2.25 （2.28）	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告の発令</li> <li>対象地域住民等避難行動</li> <li>逃げ遅れた要配慮者は垂直避難</li> </ul>
避難判断水位	3.60 （3.00）	1.65 （1.65）	2.00 （2.04）	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備・高齢者等避難開始情報の発令</li> <li>避難所の開設</li> </ul>
はん濫注意水位	3.00	1.65	2.00	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位監視体制</li> <li>避難所の開設準備</li> </ul>
水防団待機水位	2.20	1.15	1.70	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒態勢</li> </ul>

※カッコ内の数字は旧基準水位

※単位：m

- ・浸水想定区域内の防災上配慮を必要とする施設への連絡体制を整備します。
- ・広報車などの避難行動の呼びかけを行います。



### (3) 土砂災害警戒区域指定に伴う追加

(※新旧対照表：(地震) P17、32 (風水害) P74~75、P82~P83)



#### 【概要】

- 神奈川県は、平成28年6月に、土砂災害防止法に基づき、本市41区域を土砂災害警戒区域として指定しました。
- 土砂災害警戒区域内に所在する防災上の配慮を要する施設を追加しました。市の責務として、あらかじめ、土砂災害警戒区域内の住民等に対し、警戒避難体制を整備する必要があります。その中で、社会福祉施設等への連絡体制を追加しました。

#### 【指定要件】

- 急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域の指定基準
  - 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
  - 急傾斜地の上端から、水平距離が10mの区域
  - 急傾斜地の下端から、急傾斜地の高さが2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

#### 【市の対策の一例】

##### ○ 計画への反映

- 土砂災害のおそれのある区域では、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難、救助等の警戒避難体制の確立が重要であることから、これらに関する事項を計画に記載し、市の体制を明らかにします。

##### ○ 要配慮者利用施設の把握

- 平時から、土砂災害防止法第8条に基づき、要配慮者利用施設の施設情報を把握するとともに、いち早く避難ができるよう、情報の伝達に関する体制を整備します。

##### ○ 「防災マップ」の更新・配布

- 「防災マップ」を更新し、土砂災害警戒区域を反映させます。平成28年度中に全戸にマップを配布し、市民に警戒区域や土砂災害に関する注意事項を周知します。

## 【土砂災害警戒区域一覧】

	所在地	箇所名	自然現象の種類	箇所番号
1	大和市下鶴間	下鶴間1	急傾斜地の崩壊	213-H27-001
2	大和市下鶴間	下鶴間2	急傾斜地の崩壊	213-H27-002
3	大和市下鶴間	下鶴間3	急傾斜地の崩壊	213-H27-003
4	大和市下鶴間	下鶴間4	急傾斜地の崩壊	213-H27-004
5	大和市下鶴間	下鶴間5	急傾斜地の崩壊	213-H27-005
6	大和市下鶴間	下鶴間6	急傾斜地の崩壊	213-H27-006
7	大和市下鶴間	下鶴間7	急傾斜地の崩壊	213-H27-007
8	大和市下鶴間、つきみ野3丁目及び5丁目	下鶴間8	急傾斜地の崩壊	213-H27-008
9	大和市つきみ野1丁目及び3丁目	つきみ野1丁目1	急傾斜地の崩壊	213-H27-009
10	大和市つきみ野4丁目、5丁目及び下鶴間	つきみ野4丁目1	急傾斜地の崩壊	213-H27-010
11	大和市つきみ野7丁目	つきみ野7丁目1	急傾斜地の崩壊	213-H27-011
12	大和中央林間西3丁目	中央林間西3丁目1	急傾斜地の崩壊	213-H27-012
13	大和市下鶴間1丁目	下鶴間1丁目1	急傾斜地の崩壊	213-H27-013
14	大和市深見及び下鶴間	深見1	急傾斜地の崩壊	213-H27-014
15	大和市深見	深見2	急傾斜地の崩壊	213-H27-015
16	大和市深見	深見3	急傾斜地の崩壊	213-H27-016
17	大和市深見	深見4	急傾斜地の崩壊	213-H27-017
18	大和市深見及び上和田	深見5	急傾斜地の崩壊	213-H27-018
19	大和市西鶴間5丁目	西鶴間5丁目1	急傾斜地の崩壊	213-H27-019
20	大和市上草柳	上草柳1	急傾斜地の崩壊	213-H27-020
21	大和市上草柳	上草柳2	急傾斜地の崩壊	213-H27-021
22	大和市上草柳、下草柳及び上草柳2丁目	上草柳3	急傾斜地の崩壊	213-H27-022
23	大和市下草柳、上草柳及び中央3丁目	下草柳1	急傾斜地の崩壊	213-H27-023
24	大和市下草柳及び草柳1丁目	下草柳2	急傾斜地の崩壊	213-H27-024
25	大和市桜森1丁目及び2丁目	桜森1丁目1	急傾斜地の崩壊	213-H27-025
26	大和市大和南2丁目及び中央1丁目	大和南2丁目1	急傾斜地の崩壊	213-H27-026
27	大和市上和田	上和田1	急傾斜地の崩壊	213-H27-027
28	大和市上和田	上和田2	急傾斜地の崩壊	213-H27-028
29	大和市上和田	上和田3	急傾斜地の崩壊	213-H27-029
30	大和市下和田	下和田1	急傾斜地の崩壊	213-H27-030
31	大和下和田	下和田2	急傾斜地の崩壊	213-H27-031
32	大和市草柳2丁目、草柳1丁目及び下草柳	草柳2丁目1	急傾斜地の崩壊	213-H27-032
33	大和市草柳2丁目及び草柳1丁目	草柳2丁目2	急傾斜地の崩壊	213-H27-033
34	大和市草柳3丁目及び柳橋4丁目	草柳3丁目1	急傾斜地の崩壊	213-H27-034
35	大和市柳橋5丁目、福田1丁目及び福田8丁目	柳橋5丁目1	急傾斜地の崩壊	213-H27-035
36	大和市福田3丁目及び福田6丁目	福田3丁目1	急傾斜地の崩壊	213-H27-036
37	大和市福田7丁目及び福田	福田7丁目1	急傾斜地の崩壊	213-H27-037
38	大和市代官2丁目	代官2丁目1	急傾斜地の崩壊	213-H27-038
39	大和市福田	福田1	急傾斜地の崩壊	213-H27-039
40	大和市福田	福田2	急傾斜地の崩壊	213-H27-040
41	大和市福田	福田3	急傾斜地の崩壊	213-H27-041

## (4) 本市独自の取り組みの追加等

### ①防災協力農地 (※新旧対照表：(地震) P25)

- 災害時に、市民の方が「緊急的に逃げ込める避難空間」として活用できる防災協力農地制度を設けました。
- 本制度の趣旨に賛同いただいた農地の所有者の協力により、対象となる農地を事前に登録します。



### ②大和市帰宅困難者等対策協議会 (※新旧対照表：(地震) P25)

- 帰宅困難者に対し必要な支援を行うことを目的とし、県、警察、駅周辺事業者を構成員とする「大和市帰宅困難者等対策協議会」を設立しました。
- 本協議会において、帰宅困難者が発生した場合の対応の検討・協議に取り組みます。



### ③ペットの管理 (※新旧対照表：(地震) P59~P60、(風水害) P125)

- 飼主が、災害時に備えて事前に対応すべき事項を追加しました。
- 避難生活施設における、ペットのためのスペース確保に努める旨を追加しました。
- 飼主の義務と、市の取り組みを区分し、事前対策を追加します。

### ④罹災証明書の交付 (※新旧対照表：(地震) P64~P65、(風水害) P129~130)

- 罹災証明は、災害対策基本法第90条の2に基づき、市が証明する義務がある旨に修正。

### ⑤防災行政無線のデジタル化

(※新旧対照表：(地震) P21、(風水害) P76)

- 市は、難聴地域対策と伝達情報の汎用性向上のため、防災行政無線(固定系)のデジタル化を行った旨に修正。
- また、市はAM、FMラジオと併せて、防災行政無線(固定系)での伝達情報を、戸別に受信し、聴くことができる280MHz戸別受信機を全ての自主防災会や公共施設などに整備しました。



(280MHz 戸別受信機)

## 4. 大和市防災会議委員

	選 任 区 分		役 職 名	氏 名
1	会長	市町村長	大和市長	大木 哲（おおき さとる）
2	委員	指定地方行政機関の職員	農林水産省関東農政局神奈川支局 総括管理官	平賀 丈史（ひらが たけし）
3	〃	県知事の部内の職員	県央地域県政総合センター所長	武井 政二（たけい まさじ）
4	〃	〃	県企業庁大和水道営業所長	浅間 生弥（あさま いくや）
5	〃	〃	厚木土木事務所東部センター所長	久保 徹（くぼ とおる）
6	〃	〃	厚木保健福祉事務所大和センター所長	中井 信也（なかい しんや）
7	〃	県警察官	大和警察署長	石川 光美（いしかわ みつよし）
8	〃	指定公共機関の職員	日本郵便(株) 大和郵便局長	塙 清治（はなわ せいじ）
9	〃	〃	東日本電信電話(株) 神奈川西支店長	岡村 浩之（おかむら ひろゆき）
10	〃	〃	東京電力パワーグリッド(株) 相模原支社長	伊藤 正二（いとう しょうじ）
11	〃	〃	東京ガス(株) 神奈川西支店長	野尾 睦彦（の お むつひこ）
12	〃	指定地方公共機関の職員	神奈川中央交通(株) 大和営業所長	細谷 敏行（ほそや としゆき）
13	〃	〃	小田急電鉄(株) 大和駅長	石井 正宏（いしい まさひろ）
14	〃	〃	相模鉄道(株) 大和管区長	丹家 清一（たんげ きよかず）
15	〃	〃	東京急行電鉄(株) 長津田駅長	大和 幸雄（やまと ゆきお）
16	〃	〃	(社) 大和市医師会会長	小林 米幸（こばやし よねゆき）
17	〃	その他市長が必要と認め た者	(社) 大和建设業協会会長	田澤 英志（たざわ ひでし）
18	〃	〃	海上自衛隊第4航空群 厚木航空基地隊司令	今井 敬（いまい けい）
19	〃	〃	陸上自衛隊第4施設群長	吉春 隆史（よしはる たかし）
20	〃	〃	相鉄バス(株) 綾瀬営業所長	土屋 徹（つちや とおる）
21	〃	〃	市民代表	橘川 美恵子（きつかわ みえこ）
22	〃	〃	大和市自治会連絡協議会会長	山元 哲夫（やまもと てつお）
23	〃	〃	大和ラジオ放送(株) 代表取締役社長	中村 友彦（なかむら ともひこ）
24	〃	〃	大和市議会事務局長	齋藤 道子（さいとう みちこ）
25	〃	消防団長	大和市消防団長	井上 貴雄（いのうえ たかお）
26	〃	自主防災組織を構成する 者又は学識経験のある者	明治大学大学院特任教授	中林 一樹（なかばやし いつき）
27	〃	〃	NPO法人 かながわ難民定住援助協会スタッフ	志田 早苗（しだ さなえ）
28	〃	〃	NPO法人 神奈川災害ボランティアネットワーク運営委員	塩沢 祥子（しおざわ さちこ）
29	〃	市長の部内の職員	副市長	井上 昇（いのうえ のぼる）
30	〃	〃	副市長	伊部 啓之（いべ ひろゆき）
31	〃	〃	健康福祉部長	五ノ井 博之（ごのい ひろゆき）
32	〃	〃	都市施設部長	鳥海 善教（とりうみ よしのり）
33	〃	〃	病院長	五十嵐 俊久（いがらし としひさ）
34	〃	教育長	教育長	柿本 隆夫（かきもと たかお）
35	〃	消防長	消防長	萩野谷 公一（はぎのや こういち）

## 5. 計画の運用

今後は、大和市業務継続計画についても修正を行い、本計画を反映させます。  
また、必要な予算措置を行い、予防・応急体制を確保します。

